

外国からイタリアへ入国する際の移動を正当化する自己宣誓  
(公共交通機関を利用する際に提出)

以下に署名する私〇〇〇〇, 〇〇年〇月〇日, 〇〇 (出生地) 生まれ, Residente として登録している住所〇〇市 (県の略称), 〇〇通り, は, 虚偽申告の場合には刑事罰を受ける可能性があること及び2020年3月25日緊急政令第19号第4条に規定される罰則を理解し,

自己の責任の下, 以下宣誓する。

- 1) イタリアで効力を持つ Covid-19 ウイルス感染抑制措置, とりわけ2020年5月17日首相令の規定を承知している。
- 2) Covid-19 ウイルスの自己隔離措置の対象になっていない。また, ウイルス検査で陽性と判定されていない。
- 3) 次に示す外国の場所〇〇〇から, 次の交通手段 (私的交通手段の場合は乗り物の種類とナンバープレートを記入し, 公共交通機関の場合は, フライト/鉄道あるいは陸路の経路/海路の基本情報を記入する) を利用してイタリアに入国する。

(記入欄)

---

- 4) 以下に署名する私は, 以下の条件のいずれかに該当する (該当項目を1つ示す)。
  - A) 交通機関の乗務員
  - B) 輸送・配送業務従事者
  - C) 証明される仕事上の理由により伊に入国する欧州連合加盟国, シェンゲン協定加盟国, アンドラ, モナコ公国, サンマリノ共和国, バチカン市国, グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の市民ならびに居住者
  - D) 2020年3月17日緊急政令第18号第13条が定める一時的な業務を含め, 専門的業務に従事するためにイタリアに入国する医療関係者
  - E) 証明される仕事上の理由のために外国に通勤し, 業務後の帰宅を含め国境を出入りする労働者
  - F) イタリア国外での滞在時間が120時間を越えない, 証明される仕事上の理由のために国外へ移動する, イタリア国内に本社または支社を持つ企業の従業員
  - G) 欧州連合・国際機関の職員等。外国公館の外交官, 官房・技術専門職員及び領事職員。職務中の軍関係者。
  - H) 勉学のため住所・居所のある国とは異なる国に通い, 毎日あるいは最低週一回帰宅する学童・学生
  - I) 最大120時間以内の, 仕事上, 健康上, 極めて緊急性の高い事態を理由とするイタリアでの滞在
  - J) 自身の居住する国に帰るためのイタリアでのトランジット (イタリアでの滞在時間は最大36時間)
  - K) 欧州連合加盟国, シェンゲン協定加盟国, グレートブリテン及び北アイルランド連合王国, アンドラ, モナコ公国, サンマリノ共和国, バチカン市国とイタリア間の移動。ただし, イタリアへの入

国に先立つ14日間にその他の国に滞在していない場合に限る。

L) 上記に該当項目なし

L) を選択した場合、以下にも記入すること。

5) 宣誓者は以下の条件のいずれかに該当する。

- A) 欧州連合加盟国市民
- B) 欧州連合加盟国居住者
- C) 欧州連合市民と結婚／市民婚／事実婚をしている
- D) 上記A), B) あるいはC) に該当する者の21歳未満の直系卑属
- E) 上記A), B) あるいはC) に該当する者が扶養する直系尊属あるいは直系卑属
- F) 上記A), B) あるいはC) に該当する者の扶養家族又は同居者
- G) 次の国の居住者：アルジェリア、オーストラリア、カナダ、ジョージア、日本、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、ルワンダ、セルビア、韓国、タイ、チュニジア、ウルグアイ
- H) 健康上、仕事上、学業上の理由、又は極めて緊急性の高い事態、あるいは居住地への帰還のための移動（具体的かつ検証可能なように移動の理由と緊急性・必要性を明記すること）

---

---

---

6) 14日間の健康観察及び予防的自己隔離は、次の住所の居住地／滞在地で実施する：

広場／通り \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ 建物内番号 \_\_\_\_\_  
市町村（コムーネ） \_\_\_\_\_ （県略称） \_\_\_\_\_ 郵便番号 C A P \_\_\_\_\_  
（家主名や滞在施設名） \_\_\_\_\_

7) イタリア入国後、次の私的交通手段あるいは自身の所有する交通手段を使って、可能な限り短時間のうちに、前項で示した住所に直行する。 \_\_\_\_\_

8) 健康観察及び予防的自己隔離期間の間、連絡がつく電話番号は次の通り。

固定電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

本自己宣誓の場所、日付、時間 \_\_\_\_\_

宣誓者署名

交通機関の運転手へ